

退職に伴う手続き等

1. 各種資格証の返却

国土交通省共済組合が発行する共済組合員証等の返却については、下記の対応となります。

共済組合員証等の返却

本人分の共済組合員証のほか、組合員被扶養者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証の内、発行を受けているものも併せて所属の担当者へ返却してください。

任意継続組合員に加入予定の者も返却が必要です。

2. 健康保険の手続き

①他官署などから転入等し、即日退職となる場合

国土交通省内部部局以外の別の官署から転入等し、即日退職となる方は、国土交通省の所属となりますので、下記書類を所属の担当者に提出してください。

・【被扶養者申告書】(所属の担当者に提出)

②再就職先の健康保険に加入

直ちに常勤職員として再就職する方は、再就職先の健康保険組合に加入することになります。

③国土交通省共済組合の任意継続組合員に加入

直ちに再就職をしない方で、退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方は、下記の書類を提出することにより、任意継続組合員となることができます。

・【任意継続組合員となるための申出書】(所属の担当者に提出)

・【被扶養者申告書】(所属の担当者に提出)

④住所地の国民健康保険に加入

再就職、任意継続組合員にならない方は、住所地の国民健康保険へ加入することになり、共済組合が発行する資格喪失証明書が必要になりますので、下記書類を所属の担当者に提出してください。

・【資格喪失証明書発行申請書】

(申請に基づき、共済組合が資格喪失証明書を発行しますので、市区町村の窓口へ提出し、加入手続きしてください。)

ご不明な点等がございましたら、退職前所属の担当者までご連絡してください。